十五　令和八年度佐賀県佐賀市物価高騰対応新生児子育て応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度佐賀県佐賀市一般会計補正予算における、佐賀県佐賀市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十六　令和八年度鹿児島県姶良市物価高騰対策入学・就職等準備支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度鹿児島県姶良市一般会計補正予算における、鹿児島県姶良市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第四十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　藤井比早之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、北海道帯広市が令和八年度に低所得者世帯一般会計補正予算に基づき実施する給付金の支給を実施するために必要な情報であって、当該給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十三第一項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報（地方税法第二十二条の二第一項に規定する地方税関係情報をいう。）であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）の提供を受けようとする者	令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第二項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）
二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、北海道留萌市が令和八年度に低所得者世帯一般会計補正予算に基づき実施する給付金の支給を実施するために必要な情報であって、当該給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第一項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）の提供を受けようとする者	令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活支援給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第一項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）